# 令和7年三重県議会定例会

# 予算決算常任委員会 医療保健子ども福祉病院分科会

# 説 明 資 料

				頁
[	所管事項該	も明 】		<i>_</i>
1	私債権の放棄に	こついて		1
2	債権処理計画	(令和6年度実績	責・令和7年度目標)について	
•	令和6年度	債権処理計画	(実績・総括票)	2
•	令和6年度	債権処理計画	(実績・個票)	3
•	令和7年度	債権処理計画	(目標・総括票)	4
•	令和7年度	債権処理計画	(目標・個票)	5
•	未収金対策につ	ついて		6
3	三重県における 報告について	が補助金等の基本	本的な在り方等に関する条例に基づく	7
[	議案補充該	も明 】		
1		3和6年度三重県 乱に対する考えた	景病院事業会計決算 ちについて」	13

令和7年10月16日 病 院 事 業 庁

#### 【所管事項説明】

#### 1 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」の規定に基づき、徴収停止の措置を採った日から3年を経過した日以後においても、なお徴収停止に該当する事由があると認められたことから、県立病院使用料等に係る債権の一部を放棄しました。

#### <令和6年度 病院事業庁関係 放棄債権一覧>

(単位:件、円)

債権名	案件数	金額	放棄事由
県立病院使用料等	4	724, 496	条例第14条第1項第1号

#### <債権の概要>

県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等

#### <債権放棄事由>

債務者が死亡し、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないことから、条例第11条第2号の規定に基づき令和3年に徴収停止を行った債権について、3年経過後も同様の状況であったため、債権放棄を行ったものです。

#### ※「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」抜粋

(徴収停止)

- **第十一条** 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。
  - 一 (略)
  - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制 執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
  - 三 (略)

#### (私債権の放棄)

- **第十四条** 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
  - 一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき (消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)。
  - 二 (略)

# 2 債権処理計画(令和6年度実績・令和7年度目標)について

# 様式(実績2)

令和6年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

#### 滞納債権の現状

#### 3 令和6年度実績

<b>*</b>		A 令和5年度 実績	B 当初 (令和5年度末)	C 令和 (6年度多		度 目標 を除く。)				令和6年度 き生分を除く			E 6年度発生分期末残高	F 令和6年度末 B-D+E	
債権の性格	種別	処理額	未済額	処理額	[	回収率∙整	理率	処理額	[	可収率∙整	理率	目標達成率	金額	金額	主な債権
		処理件数	未済件数	処理件数		全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数		全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数	
3-1	回収対象	0 円		0 円	回収率			0 円	回収率						
	四权对象	0 件		0 件	回収率			0 件	回収率						
強制徴収	整理対象	0 ⊞			整理率			0 円	整理率						
公債権	正在八水	0 件			整理率			0 件							
	計	0 円	0 円	0 円	処理率			0 円	処理率				0 ⊞	0 円	
	н	0 件	0 件	0 件	処理率			0 件					0 件	0 件	
3-2	回収対象	0 円		0 円	回収率			0 円	回収率						
	四九八五	0 件		0 件	回収率			0 件	回収率						
非強制徴収	整理対象	0 円		0 円	整理率			0 円	整理率						
公債権		0 件			整理率			0 件							
	計	0 円	0 円	0	処理率			0 円	処理率				0 ⊞	0 ⊞	
	н	0 件	0 件		処理率			0 件	_				0 件	0 件	
3-3	回収対象	4,149,820 円		-,,	回収率		75.0	2,990,227 円			72.1	96.1			県立病院使用料等
		48 件			回収率		58.3	30 件	_		62.5	107.1			
	整理対象	290,390 円		2,073,800 円	整理率		714.1	2,073,836 円	整理率		714.2	100.0			
私債権	正在八水	2 件			整理率		400.0	8 件			400.0	100.0			
	計	4,440,210 円	49,876,316 円	5,184,500 円	処理率	10.4	116.8	5,064,063 円	処理率	10.2	114.1	97.7	4,087,752 円	48,900,005 円	
	н	50 件	378 件		処理率	9.5	72.0	38 件	_	10.1	76.0	105.6	22 件	362 件	
	回収対象	4,149,820 円		3,113,733	回収率		75.0	2,990,227 円	_		72.1	96.1			
	四九八五	48 件		28 件	回収率		58.3	30 件	回収率		62.5	107.1			
合計	整理対象	290,390 円		=,0,0,000	整理率		714.1	2,073,836 円	整理率		714.2	100.0			
	正任刈外	2 件		8 件	整理率		400.0	8 件	整理率		400.0	100.0			
	計	4,440,210 円	49,876,316 円	5,184,500 円	処理率	10.4	116.8	5,064,063 円	処理率	10.2	114.1	97.7	4,087,752 円	48,900,005 円	
	П	50 件	378 件	36 件	処理率	9.5	72.0	38 件	処理率	10.1	76.0	105.6	22 件	362 件	

# 様式(実績1)

### 令和6年度 債権処理計画(実績・個票)

1	債権名	県立病院使用料等
2	債権の性格	私債権
3	債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4	滞納となった要因等	患者の生活困窮
5	部局長等名	病院事業庁長
6	所管課等名	県立病院課

#### 滞納債権の現状

#### 9 令和6年度実績

	TT D.1	A 令和5年度 B 当初 実績 (令和5年度末)			C 令和6年度 目標 (6年度発生分を除く。)			D 実績(令和6年度末) (6年度発生分を除く。)					E 6年度発生分 期末残高	F 令和6年度末 B-D+E
債権の性格	種別	処理額	未済額	処理額	[	回収率▪罄	理率	処理額	[	回収率▪整	理率	目標達成率	金額	金額
		処理件数	未済件数	処理件数		全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数		全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数
9-3	回収対象	4,149,820 円		3,110,700 円	回収率		75.0	2,990,227 円	回収率		72.1	96.1		
	凹权对象	48 件		28 件	回収率		58.3	30 件	回収率		62.5	107.1		
	整理対象	290,390 円		2,073,800 円	整理率		714.1	2,073,836 円	整理率		714.2	100.0		
私債権	歪垤对涿	2 件		8 件	整理率		400.0	8 件	整理率		400.0	100.0		
	計	4,440,210 円	49,876,316 円	5,184,500 円	処理率	10.4	116.8	5,064,063 円	処理率	10.2	114.1	97.7	4,087,752 円	48,900,005 円
	пΙ	50 件	378 件	36 件	処理率	9.5	72.0	38 件	処理率	10.1	76.0	105.6	22 件	362 件

ယ

# 様式(目標2)

# 令和7年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

# 滞納債権の現状 3 令和7年度目標

(表 作 の 地 枚		A 令和6年度末	B 令和7年 (7年度発生				C 令和7年度当初に存在する債 権にかかる令和6年度処理額 (6年度発生分を除く。)	<b>→</b> +√./±.4⊄
債権の性格	種別	未済額	処理額		回収率・割	隆理率	処理額	主な債権
		未済件数	処理件数		全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数	
3-1	回収			回収率			0 円	
				回収率			0 件	
強制徴収	整理			整理率			0 F	
公債権	15,7			整理率			O 件	
	計	0 н		処理率			0 F	
	H!	0 件	0 件				O 件	
3-2	回収			回収率			0 円	
				回収率			O 件	
非強制徴収	整理 ————— 計			整理率			0 円	
公債権				整理率			<b>0</b> 件	-4
		0 円		処理率			0 円	
0 0		0 件		処理率		100 5	0 #	
3-3	回収		-,,	回収率		100.5	1 1	県立病院使用料等
				回収率		83.3	30 件	
エル /主 - 4年	整理			整理率		0.0	2,073,836	
私債権		10,000,005	0 件		0.1	0.0	8 件	1
	計	48,900,005 円	-,,	処理率	6.1	59.3	5,064,063	-
		362 件	= -	処理率	6.9	65.8	38 件	
	回収		-,,	回収率		100.5 83.3	2,990,227 円 30 件	4
			25 件	回収率整理率		0.0		1
合計	整理			整理率		0.0	2,073,836 円 8 件	-
-		48,900,005 円		処理率	6.1	59.3	5,064,063	
	計	48,900,005 円 362 件		処理率	6.9	65.8	3,064,063 円 38 件	
		30Z 1 <del>1</del> +	Z3 1 <del>1</del>	処理學	0.9	ບວ.8	J 38 1 <del>1</del>	

### 様式(目標1)

# 令和7年度 債権処理計画(目標・個票)

1	債権名	県立病院使用料等
2	債権の性格	私債権
3	債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4	滞納となった要因等	患者の生活困窮
5	部局長等名	病院事業庁長
6	所管課等名	県立病院課

7 取 回収対象債権について、書面、電話、臨戸訪問等により連帯保証人を含めた 督促・催告等を継続的に行うとともに、弁護士への回収業務委託を実施する。 針

- 滞納債権の現状
- 8 令和7年度目標

	又口1本	A 令和6年度末	B 令和 (7年度発				C 令和7年度当初に存在する債 権にかかる令和6年度処理額 (6年度発生分を除く。)	
債権の性格	種別	未済額	処理額		回収率▪︎₹	<b>隆理</b> 率	処理額	備考
		未済件数	処理件数		全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数	
8-3	回収		3,004,400	円 回収率		100.5	2,990,227 円	
	<b>B</b> 1X		25	件 回収率		83.3	30 件	
	整理		0	円 整理率		0.0	2,073,836 円	
私債権	正性		0	件 整理率		0.0	8 件	
	計	48,900,005 円	3,004,400	円 処理率	6.1	59.3	5,064,063 円	
	ĀΤ	362 件	25	件 処理率	6.9	65.8	38 件	

ဌ

#### 未収金対策について

診療費自己負担金の未収金の縮減に向けて、発生防止と回収の両面から対策を実施しています。

#### (1) 発生防止

#### ① 早期相談の促進

入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。

#### ② 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。

#### ③ 院内各部署における情報共有と連携

病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払いに係る情報の共有を徹底しながら、 主治医とも連携のうえ、早期の対応(面談、早期支払いの働きかけ等)を行っています。

#### (2)回収

#### ① 連帯保証人を含めた督促・催告の実施

文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。

#### ② 弁護士法人への回収業務委託

県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。 ※平成19年度から弁護士事務所へ回収業務を委託しており、令和5年度からは第6期目 として契約を行っています。(令和5~7年度の複数年契約)

#### ③ 法的措置の実施

病院からの督促等に応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度(支払督促)の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行います。

#### 【過年度医業未収金の状況】

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	R 6 – R 5
前年度 期末残高 A	50, 833	49, 876	△957
当年度 発生額 B	3, 483	4, 088	605
当年度 減少額 C	4, 440	5, 064	624
回収	4, 150	2, 990	△1, 160
整理(不納欠損等)	290	2,074	1, 784
当年度 期末残高 A+B-C	49, 876	48, 900	△976
当年度 期末件数	378 件	362 件	△16 件

<sup>※</sup>千円未満四捨五入のため、合計や差引が合わない場合があります。

# 3 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

	頁
(1)交付決定実績調書	
・(条例第6条第1項関係)交付決定実績調書(5億円以上) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
・(条例第6条第4項関係)交付決定実績調書(5億円以上、変更分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)補助金等の実績に係る資料(年次報告)	
・(条例第8条第1項関係)補助金等の交付実績(1,000万円以上) ・・・・・・・・・・・	10
・(条例第7条関係)補助金等評価結果調書(7,000万円以上) ・・・・・・・・・・・・・・	11

#### 第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

### 交付決定実績調書(5億円以上)

番号	補助金等の名称	補助事業者の 氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、 施策及び目標	補助金等の交付以外の 方法の可能性	誄(至)石	備考
2 (1)	金 (令和7年度)	公益社団法人地域 医療振興協会 東京都千代田区平 河町二丁目6番3号		という。)の指定管 理者である公益社 団法人地域医療振 興協会が志摩病院 において政策的医 療を実施するため	地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として 当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理運営	地域医療提供体制の 確保 (目標)	指定管理者が安定的・継続的に運営するためには、必要となる経費に対し交付金を交付することが	県立病院 課	

#### 第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

### 交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

						(ロアリーロ・アコラレチ 不7) /	<del>+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + </del>	3/		
番号	  -   補助金等の名称	i助金等の名称 補助事業者の					快定額	変更の内容及び理由	課(室)名	備考
ш		氏名及び住所		変更前	変更後			ت. <del>س</del> را		
2 (1)	政策的医療交付 金 (令和6年度)	医療振興協会 東京都千代田区平 河町二丁目6番3号	(以下「志摩病院」 という。)の指定管		696,824	所要経費の精査による増額	県立病院 課			

#### 第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

### 補助金等の交付実績

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療 振興協会		三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	県立病院課	
2	同上	地域医療確保交付金	同上	231,146	同上	同上	

### 補助金等評価結果調書

		は中年本本体の			(即周日: 阿凡子木月)	( <del>+</del>   <del>2</del>	1
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
6-1	政策的医療交付金(令和6年度)	公益社団法人地域医療振興協会東京都千代田区平河町二丁目6番3号	589,417	696,824	(根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書 (公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。 (必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院 運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。		

### 補助金等評価結果調書

					(即向右: 炳阮尹未汀)	(単位:十円)	
番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
7-1	地域医療確保交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町 二丁目6番3号			(根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書 (公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管 理者制度導入後においても県民に良質で満足度の 高い医療を安定的・継続的に提供するためのもので あり、公益性を有する。 (必要性) 地域の診療機能を維持・確保するため、この交付金 の制度は必要である。 (効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地 域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供 に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 指定管理者による効率的な管理運営を行ってもなお 不採算となる診療科が生じた場合に、その診療科の 経常損失相当額にかかる交付金を交付するもので あり、適当である。		

#### 【議案補充説明】

### 1 認定第3号 令和6年度三重県病院事業会計決算 「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	令和6年度決算と中期経営計画の推進について	意見書 2頁
意見	令和6年度病院事業会計については、地域包括ケア病床の活用や診療報能により医業収益が増加した一方、新型コロナウイルス感染症(以下「新型さという。)の病床確保に係る交付金の皆減や給与費の増等により、経常損益度に比べ4億7,523万4,353円悪化した。また、前年度に計上した特別利益により、純損益は、前年度に比べ34億1,285万8,924円悪化し5億2,335円の純損失となり、赤字となった。なお、累積欠損金は49億2,294万4,546円と前年度より増加した。令和6年度を始期とした「三重県病院事業中期経営計画(令和6年度年度)」における成果目標の達成割合は、前計画の最終年度であった令和5年改善しているものの、患者数が減少傾向にあることや医師不足も継続していなどにより、患者数に係る目標を中心に約半数の項目が未達成であった。会件費の上昇や物価高騰の影響、医業収益の回復の遅れにより、今後、累積が再び拡大することが懸念されている。人口減少が進む中、県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に療提供体制の確保を図り、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供にあり、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組み、診療体制の充実ながら医業収益を確保するなど、中期経営計画に定めた目標を達成するためを推進し、健全な経営に努められたい。	コは益万 ~ 年いま欠 必し実口、の 4,496 ~ 年のまた損 要でをするた損 要でをから 1 年減66 ~ 1 りと人が 医くり

#### ○ 健全な経営について

入院・外来患者数ともに新型コロナ発生前の水準まで回復しておらず、また、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加とこれらが適時適切に診療報酬に反映されていない現状もあり、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、県立病院に求められる役割・機能を担っていけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、中期経営計画に掲げた取組を着実に推進し、健全な経営に努めていきます。

項目
(1)
ーア

#### 令和6年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)

意見書 5 頁

入院患者数の減少により医業収益は 2,031 万 5,560 円減少し、新型コロナの病床確保に係る国からの交付金の皆減により医業外収益が 2億 2,894 万 8,148 円減少したことに加え、給与費や経費の増に伴い医業費用が 2億 4,245 万 3,025 円増加したことにより、経常損益は、前年度に比べ 4億 7,687 万 4,215 円悪化し 5億 7,124 万 646 円の経常損失となり 2年連続の赤字となった。

意見

患者数の減少に加え、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰により収支の悪化が懸念される中で、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、コスト管理を徹底し費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上に努められたい。

また、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供しながら、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たされたい。

#### ○ 経営改善について

引き続き、経営改善プロジェクトの取組を中心に、医療・福祉関係機関との連携強化による入院・外来患者数の回復や、病床管理の徹底、診療報酬への的確な対応、経費の削減など、収益の確保と費用の縮減を図りながら、経営改善に取り組んでいきます。

#### ○ 医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上について

引き続き、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募のほか、精神保健指定医の資格取得などキャリア形成等の面から魅力のある病院づくりを通じて、医師の確保に取り組むとともに、医療従事者の定着に向け、医師事務作業補助者の充実や看護補助者の活用等による負担軽減、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めていきます。

また、接遇委員会や経営改善プロジェクトの取組により、患者満足度の向上に取り組んでいきます。

#### ○ 精神科医療の中核病院としての役割について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療にかかる積極的な取組に加え、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めていきます。

また、BCP(事業継続計画)に基づく訓練や個室とゾーニングでの対応によるまん延防止などを実施することで、大規模災害や新興感染症の発生に備えます。

項目 (1) ーイ	令和6年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	意見書 5 頁
意見	患者数が減少傾向にある中で、地域包括ケア病床の活用に伴う診療単価の医業収益は3,298万6,415円増加した一方、新型コロナの病床確保に係る国付金の皆減により医業外収益が3,325万3,284円減少したことに加え、給与に伴い医業費用が3,080万6,831円増加した。その結果、経常損益は前年3,028万6,686円悪化したものの、平成25年度から12年連続の黒字となる4,327円の経常利益となっている。 今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、地域包括ケア病床の活用、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど営に努められたい。 また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適	からの党等では、5,447万種を取りを変換をできる。 1,447 を

#### ○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、 入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組 むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、 健全な経営を進めていきます。

ービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース

#### ○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供と人材の育成について

等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組まれたい。

高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援し、地域に貢献する医療人材の育成に取り組んでいきます。

項目 (1) ーウ	令和6年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	意見書 5 頁
意見	指定管理制度導入後、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保組んでいるが、入院患者数は前年度より増加したものの減少傾向にあり、指の令和5年度決算において経常損失を計上したことに伴い、地域の診療機能確保するための地域医療確保交付金が第2期指定管理期間で初めて支給され第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協下「基本協定書」という。)では、政策的医療交付金により、必要な診療機能よる良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、地病院としての診療機能を維持・確保するため、経営努力によってもやむを得となった特定診療科について、県の地域医療確保交付金制度により支援するている。	定管理者 能を維持・れた。 定書」(以 に確保に 地域の中核 身ず不採算
	引き続き基本協定書に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもやむを得	学の診療機

#### ○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

れるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。

引き続き、地域医療支援病院や災害拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる 役割・機能を担っていけるよう、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病 院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の 維持・充実に努めていきます。

となった特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進めら

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に 把握しながら課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいくとともに、必 要な経営支援を行っていきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6頁
	令和6年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金は、	前年度に
	比べて 97 万 6,311 円減少し 4,890 万 5 円となっている。	
	令和6年度については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等	を行うと
	ともに、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行ったが、未収金	金の回収
意見	額は、令和 5 年度に比べて 115 万 9,593 円減少し 299 万 227 円となっている	る。さら
思兄	に、未収金の新規発生額は、高額療養費制度等の各種福祉制度の申請支援。	やクレジ
	ットカードによる収納等に取り組んでいるが、前年度に比べて 60 万 4,696	円増加し
	408万7,752円となっている。	
	このため、未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き未収金の発生	生防止の
	取組をより着実に実施されたい。	

#### ○ 未収金の早期回収と発生防止について

診療費自己負担金の未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めて おり、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、 回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用した対応 など、効果的で必要な対策を実施していきます。

#### [発生防止及び回収にかかる主な取組]

#### (1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払いに係る情報の共有を徹底しながら、 主治医とも連携のうえ、早期の対応(面談、早期支払いの働きかけ等)を行っていま す。

#### (2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に 行っています。
- ②県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。
  - ※平成19年度から弁護士法人へ回収業務を委託しており、令和5年度からは新たに第6期目として契約を行っています。(令和5~7年度の複数年契約)
- ③病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に 代わって債務者に請求する制度(支払督促)の活用や、給与の差押えなどの強制執行 を行います。